

ああう

女性室広報誌

- ◆<特集> 第3回「女性会議」報告
 - ◆アジア女性会議レポート
 - ◆「坊守の規定に関する委員会」レポート
 - ◆投稿「声」 ◆コラム「ゆらぎ」
- ◆女性室公開講座報告 ◆本の紹介 ◆活動日誌 ◆編集後記

7号

2000・6

《特集》第3回「女性会議」報告

男女両性で形づくる教団に向けて 「男女」「共同」「参画」とは？

2000年2月24日～25日

於：研修道場

女性室では、これまで“男女両性で形づくる教団”への願いのもと、全国の方々から多くのご意見をいただきながら第1回・第2回「女性会議」を開催してきました。

今回の第3回「女性会議」では、昨年、1999年6月に国会で成立した「男女共同参画社会基本法」の背景にある願いや歴史、意義を学ぶことから、私たちの「男女」「共同」「参画」をともに見つめていきたいと考えました。教団の主要な決定機関はすべて男性中心になっており、制度のいかに関わらず、女性の参画が不十分であることから、いま、男女がともに向かい合い取り組んでいける新たな方向性を見いだしていくための具体策を模索しました。

基調講義より

大谷大学教授 松村尚子氏

「男女共同参画社会基本法」の理念

「男女共同参画社会基本法」はどういう理念のうえに立っているかということですが、第2条に定義（※注）が書かれていて、ここが中心になります。

つまり「基本法」は何を目指すのかといいますと、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される。その

うえで男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、しかも共に責任を担うことのできる社会をめざすということです。

女性と男性とが社会的・文化的に形成された性別、いわゆるジェンダーに縛られることなく、各人の個性にもとづいて共同参画する、つまり男女が対等である社会を築くことをめざすというのが、「基本法」の趣旨です。

ジェンダーとフェミニズム・女性学

「ジェンダー」という言葉は現在ではかなり普通に聞かれる言葉になりましたが、ここまで定着するには多くの時間を要しまし

た。日本で最初にジェンダーという言葉が目につくようになりしたのは、1980年代の初めにイバン・イリイチの『ジェンダー』・『シャドーワーク』という本が翻訳出版された。その頃からシャドーワークという言葉と同時にジェンダーということが注目されるようになってきました。けれどそれはもう少しさかのぼって、「女性学 (Women's Studies)」、女性についての学問研究が成立することによってジェンダーという言葉が市民権を得たといえると思います。

女性学がいつ頃どのようにして形成されてきたかといえば、フェミニズムの動きの中で形成されてきたといわざるをえないのです。

「フェミニズム」といいますと女性を解放し、女性がより自由に自分らしく生きることができるような社会を実現する、そのための思想及び行動すべてをひっくるめてフェミニズムと呼んでおきたいと思いますが、そのフェミニズムの歴史を振り返ると、そこには二つの大きな波があったといえます。

その第1の波というのは、19世紀から20世紀の初めにかけての女性の権利拡張の動き、それをもっとも代表するものが女性参政権の獲得をめざす運動でした。これは特にアメリカですと独立して50年ほどたってから、

女性がまったく法的には無能力であるという在り方に対する見直しが主張されるようになり、最終的に参政権の獲得ということに集約されていくわけです。

ところが、その参政権が確立しますとある意味で運動としては目標を失ってしまうということになるわけです。アメリカは1920年に女性に男性と同じ参政権を認めるということが出てまいります。したがって第1の波といわれるのは参政権の運動を中心として、だいたい1920年頃までであったといえます。

その後、世界恐慌や戦争がありまして、しばらくフェミニズムの動きは潜在化していたのですが、1960年代から70年代にかけて新しい女性解放の運動・思想として第2波の動きが起こります。

この第2波の主張はどういうものであったか、そのきっかけになったものとして、1963年にベティ・フリーダン (Betty Friedan) が『“ザ・フェミニ・ミスティク” (The Feminine Mystique)』(抄訳『新しい女性の創造』)を出版したことがあげられます。

その書物は、世界で一番幸せな女性といわれるアメリカの家庭の主婦たちが、人に知られないままで心に葛藤を抱えて生きている。

※ (注) 「男女共同参画社会基本法」第2条 (定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

誰にも名前が付けられない「得体の知れない悩み」という言い方をしていますが、そういう葛藤を抱えて、生き甲斐や、本当に生きていくという充足感がないままに生きざるをえないでいる。そういう立場に置かれているのはなぜだろうか、そのことを究明しようとしたのです。

ここではいわゆる女性の役割、あるいは貞淑な妻、思いやりのある母というようないわゆる「女らしさ」ということが実は女たちが望んだものではなく、社会の中で教育・マスメディアその他いろいろなところから「神話」として作られたものであった。それに女たちが縛られてしまったことから、「得体の知れない悩み」を抱えざるをえなかったんだと。そうするとそこから脱出していくためには、その「得体の知れない悩み」を分析してその「女らしさ」という畷から抜け出す方途を考えなければならない、というようなことが書かれているのです。

その本がきっかけになりまして、1966年にNOW (National Organization for Women, 「全米女性機構」) という女性運動団体が結成されます。

また、もう一人大事な人としてケイト・ミレット (Kate Millett) という名前をあげることができます。

彼女は、NOWのやり方だけでは本当の意味での女性解放ということではできないのではないかという主張を盛り込んで、1970年に『セクシャル・ポリティクス (Sexual Politics, 性の政治学)』という本を出版します。その本の中で、これまで、いわゆる性的なことは私的な個人的なことであって、したがって公的な政治的なこととは別問題であ

る。だから特に性の問題を中心として個人の問題は自分のところで考えて解決しなさいといわれてきていたのですが、実はそこにまやかしかがあると。個人的なこととされることはそれこそが政治的な事柄なのであるという、そういう主張をしたわけです。

特に男女の関係というものは性というものを仲立ちにしますが、愛とか人格という美しい言葉によって覆い隠されてしまう。しかし、その中には力の関係、権力の関係が入り込んでいる。だから他の階級問題や人種問題などと同じように政治的な関係になっていることを見抜いて立ち上がらなければならないということが主張されてきます。

そのためにケイト・ミレットたちは「リブ・グループ (Lib group)」をつくることが大事だと考えた。リブというのは解放という意味ですが、この解放をめざすために小集団を全国に無数に作っていった。なぜ小集団なのかといいますと、例えば先ほどのNOWのような大きな組織ではリーダーがいて上から下へその指示にもとづいて何かを考えたり行動したりする。

しかし、それでは何時までたってもその中にいる個人個人の主体は根づいてはいかない。だから数人ずつのグループ (小集団) を作って、そこでは上も下もないまったくの対等平等の同僚であるという関係性の中でお互いに切磋琢磨する。その中で個人の主体を形成することを重視しますから、その意味でラジカル (radical, 急進的・根本的) な運動の展開であったといわれます。

またさらに、CR=コンシャスネス・レイジング (意識変革) という運動形態も考え出してまいります。

このような流れの中で、大学の学問・研究とか学校の教育といった中立的・客観的に見るところに性差別が隠されているということに気がついてきます。これはその当時女性解放の運動だけではなく、その同じ女性たちが公民権運動、主に黒人解放運動、学生運動、ベトナム戦争に対する反戦運動、こういう非常に幅広い市民たちの運動を共に闘っていたのですが、実はそういう運動体の中にもいつの間にか性差別が入り込んでしまっていた。

つまり、常に方針を決め、指示を下すのは男性であって、女性たちはともすればコピー取りや、電話番、コーヒーを入れるなど、常に従属的な位置におとしめられてしまう。そのような男女の関係性が、本来はお互いの解放ということを目指し共に闘っているはずの運動体の中に絶えず現われてしまう。

それはいったいなぜなのかということを考えていくと、幼い時からの教育とか学問大系全体の中にそういう問題が組み込まれているということに気がついていくわけです。したがって、そのような学問とか教育における性差別の問題をもっと研究し告発していかねばならないというところから、女性に関する学問研究が必要であるということになり、「女性学」を形成していくことになっていきます。

そして、学会組織の中に女性たちのグループによる女性部が作られ、それ以前の従来の学会発表と違ったテーマでアプローチされた研究が主張されるという動きになっていきます。それが女性学を形成していくプロセスであったのですが、その中でとりわけジェンダーがクローズアップされてくることになります。

ジェンダーというのは、女性学の非常に大

きな成果だと考えていいと思います。セックスという生物学的・生理学的・解剖学的な性差、これに対して社会の中の男女という性差は、必ずしもそういう生物学的なセックスというものではなく、またそこから直接的に派生してくるものでもなく、むしろ社会的・文化的にあるいは歴史の中で形成されたものである。私たちは知らないうちに形成されてきたそういう性差を生来的なものだと思い込んでしまっている。そのことがジェンダーということばでとらえられました。

このジェンダーという概念を持ち込みますといろいろなことがはっきりしてきます。例えば「男の役割」「女の役割」というような性的な役割、あるいは「女らしさ」「男らしさ」というようなこと、あるいは「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」といった規範、女性的・男性的な感受性というもの、あるいはセクシャリティ (sexuality) といいますが性的存在としての在り方についても、ジェンダーというものが基礎にあってそこから作り上げられているものであると説明されるわけです。

国連の動き

こうした民間の市民の運動だけではなく、もう一つ国連の取り組みと国際的な世論の広まりという非常に大事な動きも見逃すことはできません。

1945年に国際連合が設立されますが、1946年、当時のアメリカの国連代表が全世界の女性にあてた公開状を国連総会の場で読み上げました。そこからこれらの取り組みが始まったといっているのです。その公開状には、民主主義の勝利に女性が大きく貢献した

こと、そこから女性たちがもっと国連に参加することが必要であること、そのために加盟している国の政府に対して女性を政治にもっと積極的に参加させるように奨励するべきであるということが述べられました。

そのことが「国連憲章」の中に盛り込まれることになり、前文に男女同権、性別による差別の禁止ということが国連の目的であるとはっきりと記されることになりました。それを受けて1946年、国連に経済社会理事会の特別部会として「女性の地位委員会」が作られました。そしてここが全世界の女性の問題を中心的に考え、解決に向かって方策を立てていく仕事をしていくわけです。

この「女性の地位委員会」の活動は、今日までだいたい四つの時期に分けられます。

第1期は1960年代までで、女性の参政権に関する条約、既婚女性の国籍に関する条約、婚姻の同意や婚姻の最低年齢や登録に関する条約など、いろいろな条約を起草していく、いわゆる女性の権利の法典化の時期です。そして1967年国連総会で「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する宣言」を採択します。これが後に重要になってくる「女子差別撤廃条約」の基礎になります。

第2期になりますと1970年代ですが、例えば1975年の「国際女性年」と第1回世界女性会議の取り組みなどが展開されてくるわけです。この時期には「国連開発の10年」といわれ、その戦略の中に女性が全面的に参加すべきだと主張されます。そしてその中心になるのが1975年の「国際女性年」で、女性についてのさまざまな取り組みを促進させることが世界の国連加盟国すべてに要請されます。

第3期は1976年から1985年を「国連女性の10年」と位置づけ、それを具体化していった時期です。第4期は1980年代後半以降、女性のエンパワーメントをいかにして実現させるかということに対する取り組みが集中的になされていった時期と考えることができます。

しかし、その中でもとりわけ「国際女性年」から「国連女性の10年」へと続く十数年の「平等・開発・平和」を掲げた取り組みが非常に大きく効を奏したといえます。

そして1975年「国際女性年」を記念した第1回世界女性会議が、メキシコシティで133カ国が参加して開催されました。このメキシコ会議から地球規模での女性問題への取り組みということがなされるようになったわけですが、会議の終わりに「メキシコ宣言」、それから「世界行動計画」が採択されます。

その中で、非常に大事なことですが、男女の伝統的な性別役割を見直すことが必要であり、そのことがなければ男女の対等平等ということは実現されえないということが、もうすでにうたわれています。

そしてその後1979年に「国連女性の10年」の中のもっとも大きな成果であり、また女性に対するもっとも大きな贈り物であるといわれる「女子差別撤廃条約」が国連総会で採択されることになります。1975年のメキシコ会議で、男は仕事、女は家庭、あるいは家庭と仕事というような、伝統的な性別役割分担というものから脱して、男も女も仕事と家庭とすべてを担うのが新しい本当の意味での平等の理念であるということがはっきりうたわれたのですが、そのことが具体的・直接的に盛り込まれた、しかも“条約”ですから世界各国に対して法的拘束力を持つ、そういう条

約として制度化したものが「女子差別撤廃条約」です。

北京会議

1995年に第4回世界女性会議が中国の北京で開かれました。この北京会議は197の国及び地域の代表、そしてNGOフォーラムも同時進行でおこなわれて、史上最高の規模を誇りました。ここでは、1975年「国際女性年」以降「平等・開発・平和」という一貫して女性たちのめざすべき課題として掲げられてきたことを行動に移さなければならないということが目標とされました。そして、女性としての権利はそれ自体が普遍的な人としての権利であること、つまり人権であることが再度確認され、同時に女性が社会的な実力をつけて男性と対等なパートナーとして責任のある行動をし、積極的に政策決定に参画しなければならないということが強くうたい込まれて「北京宣言」及び「北京行動綱領」が作成されました。

その中で、とりわけキーワードとなったのが「エンパワーメント」、自立できるだけの力をつけるということ。「パートナーシップ」男と女のパートナーシップ、同時に政府と民間のパートナーシップ、あるいは国と国とのパートナーシップというようなパートナーシップを築くという考え方。そして「ジェンダーの視点の主流化」、ジェンダーの視点を単に持ち込むだけではなく、あらゆる事柄においてジェンダーの視点を主流にしていかなければならないことが特に強くうたわれています。

「女子差別撤廃条約」について

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃

に関する条約（女子差別撤廃条約）」はその構成が6部30条からなっています。その基本理念は、男女の固定的な性別役割分担の観念・意識を変革すること、そして、ジェンダーによる差別をなくし、女性も男性もそれぞれの個性に応じて「人間らしく」「自分らしく」生きることのできる社会を実現することにあります。

この条約の大きな特徴としては、「法的な男女平等」だけでなく「事実上の男女平等」を実現すること、そしてそのために必要な措置を、しかも「遅滞なく」遂行することを締約国に求めることです。ですから、日本は「日本国憲法」をはじめとして法的に男女は平等になっているといわれますが、実質的な男女平等がどこまで実現されているかということが問題になってきます。事実上の男女平等が実現されていないのであれば、政府はただちにそれを実現するための措置をとらなければならないということが非常にはっきりと書かれています。

内容的には、

- ① 差別をなくす範囲が、社会生活の場である公的分野だけでなく家庭生活という私的分野にまでおよぶこと。
- ② 「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割意識をなくし、伝統的な「男らしさ、女らしさ」に縛られることなく「自分らしく」生きていける社会を築くこと。
- ③ 「事実上の平等」の実現を目的とするため、差別となる慣習や慣行も修正もしくは廃止しなければならないこと。
- ④ 性にもとづくものであれば、区別も排除も制限もすべて差別になりうるのだということ。つまり、区別をすることによって（排除

や制限はもちろんのことですが) そのことが差別に転ずることがありえるということ。

⑤ 妊娠・出産に関して母性の保護を確保すること。

⑥ 事実上の不平等の解消のために、「ポジティブ・アクション」をとることは差別ではないということ。

このようなことが盛り込まれています。

またこの「女子差別撤廃条約」を批准するために日本は国内法の整備をする必要がありました。一つ目は1984年の「国籍法」の改正、二つ目は1985年の「男女雇用機会均等法」、三つ目は1989年の高等学校家庭科の男女共修です。三つ目については提言をしたのは1984年だったので、1985年の批准に間に合ったわけです。さらに批准後にはさまざまな法整備と男女共同参画へ向けた取り組みがなされ、ようやく1999年に「男女共同参画社会基本法」が成立します。このことは、「女子差別撤廃条約」の第2条a項の「男女の平等の原則の実現を法律その他の適切な手段により確保すること」、b項の「女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置をとること」という条項を遅滞なく履行しなくてはならないということが、そのもとになったものです。

「女子差別撤廃条約」・

「北京行動綱領」の意義

このような「女子差別撤廃条約」や「北京行動綱領」から「男女共同参画社会基本法」が成立していく道筋ができていったわけですが、ではこの二つの条約・綱領はどういう意義を持っているのかといいますと、条約を批准したわけですから、①まず、法的拘束力を

持ちます。そして、世界に対する公約(commitment)です。北京会議で、当時女性問題担当大臣だった野坂浩賢内閣官房長官が日本国を代表して政府演説をしました。それは、まさに世界の人々に対する公約だったわけです。②また、「国家報告制度」というのが盛り込まれています。政府の報告書(「ナショナル・レポート」)は、批准してから1年以内にまず第1回目の報告書を出し、その後はおおむね4年ごとに政府が膨大な資料を使って報告書を国連の「女子差別撤廃委員会」へ提出します。それに対して女子差別撤廃委員会が非常に細かく審査し、勧告とか意見を返してきますので、政府はもう一度考えなくてはならない。それくらいの拘束力を持つものなのです。

これに対してもう一つ、NGOなどの民間団体が自分たち独自で作った報告書、「カウンター・レポート」を提出することができるというものです。③さらに、「個人通報制度」です。これはまだ「女子差別撤廃条約」の中できちんと条文化されていませんが、女子差別撤廃委員会では草案を次の国連総会に提出することになっています。

この制度ができれば、日本にいても個人が直接国連の女子差別撤廃委員会へ申し入れて裁いてもらうことができ、それは日本の裁判制度を越えるものとして力を持つものとなります。④そして、ポジティブ・アクションの活用です。「積極的差別是正措置」を作り力にしていくことができる、あるいはそうすべきであるということです。

日本の現状と課題

このような内容をもった「女子差別撤廃条

約「北京行動綱領」が「男女共同参画社会基本法」へとつながっていったわけですが、その「基本法」のめざす社会へ向かって何をしなければならないか、ここがこれからの私たちの課題になります。

それを考えるために、まず、日本の女性の地位を示す現状を一つだけあげておきます。

UNDP (「国連開発計画」) というところが毎年HDI (人間開発指数、Human Development Index) という数値を発表しています。それは、基本的な人間の能力がどこまで伸びたかということを知るわけですが、具体的には平均寿命・教育水準・国民所得で、要するに物質的な豊かさがどこまで達成されているかという指数です。世界の174カ国中で日本は8位。平均寿命は世界1位、教育水準も世界1位、国民所得も高いですからHDIが高水準になるのも当然でしょう。

次にジェンダー・エンパワーメント測定 (GEM) というのがあります。これは、女性が、積極的に経済界や政治生活の場面で意思決定や政策決定に参加できているかどうかを測ったものです。そのGEMは日本は38位と大変低く、要するに日本では女性が政治的・経済的活動の意思決定や政策決定の場に参加できていないということを表わしています。そして人間開発指数とジェンダー・エンパワーメント測定数値との間に非常に大きな隔りがあること、これが日本社会の特徴を表わしているということになります。

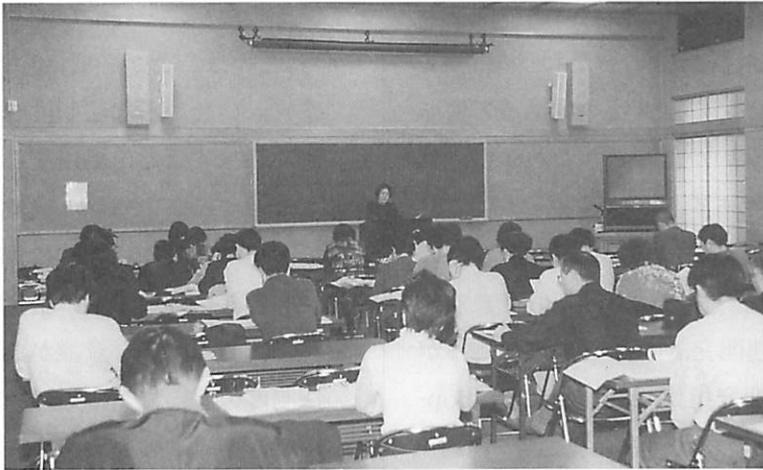
そこで、これを何とかしなくてはならないという課題が生じてきます。その一つに、このような条約・綱領・法律ができたとしても、その言葉を理解し活用できなければ、これらは絵に描いた餅になってしまうわけで

す。そこから、「リーガル・リテラシー (法識字)」ということが必要になってきます。

まず、いろいろな法制度を知ること、そして読みこなすこと、活用することができるということ。社会の対等な構成員として、法制度の改正や作成に積極的に声をあげていくことが必要なわけですが、法識字を得ることによって、そのような意識が高められて、既存の法制度の問題に気づいて、改革していくことができる。この力が社会の責任主体として女性の自己開発、ひいては人権意識の高揚、そして共同参画社会の実現を可能にすると考えられています。

それから、国内法の整備です。その次には、それぞれの地方自治体で、国内法を地域に合うように具体化するという条例が制定されるわけですが、これは都道府県レベルでは義務、市町村レベルでは努力義務になっています。地域の特性を盛り込んだ、国内法よりもっと進んだ条例を作るということが可能です。現に東京都の案では「男女平等参画基本条例」(2000年4月1日施行) となっています。「共同」ではなく「平等」という概念をきちんと盛り込もうというものです。

それから、第10条に職域・学校・地域・家庭などのあらゆる分野で「基本法」のめざす社会の形成に寄与するよう努めるとあります。何ができるか、何をしなければならないかを考えることができるし、そうしなければならないということだと思えます。私たち個人の問題にひきつけていえば、例えば、宗門として、あるいは自分のお寺で具体的に取り組んでいくことが、この「基本法」の要請していることだといえるのではないかと思います。



二日目のパネルディスカッションでは、住職、坊主、門徒という立場から、三人の方にそれぞれの関わりの中で「男女」「共同」「参画」の視点を持って発題していただきました。

発題 1

奥羽教区 本間 義悦氏

性差別という問題について学習してきた中で、駒尺喜美さんの『高村光太郎のフェミニズム』(朝日文庫)という本から大事なことを考えさせられました。

駒尺さんは、智恵子と生きた光太郎について、「当時あって、長男でありながら両親と同居せず、智恵子を嫁の座から救って、二人きりの城を築いた。さらに妻であることすら要求しなかった。智恵子を主婦の座に閉じ込めなかった。このことは希有なことである。女を男と同じ基準において、一人の人間として、一人の同志として相対することのできる男は、現代だってそうざらにはいるものではない」と「賞讃」しています。

その二人が、芸術家として互いの創作活動を尊重しあって生きようとした「同棲同類

の「同志」でありながら、なぜ、後に智恵子は自殺を企てたり、精神に異常をきたしたりすることになったのだろうか。

駒尺さんはその原因として、二人の生活における「家事労働」に注目しています。

光太郎は家事ができない男ではなく、自分の身のまわりのことについて自立していて、家事にしても智恵子と半々でやっていくという考えでいたようです。しかし、実際にはいつしか智恵子が多くを負担することになり、それによって智恵子は自分自身の創作のための時間を削り、ついには自分の願った創作活動を断念せざるを得ないところにいたったということです。

それについて駒尺さんは、「智恵子は光太郎を愛しているがゆえに、家事を引き受けた。しかし、ではなぜ、光太郎は智恵子を愛しているがゆえに、家事をひきうけなかったのだろうか」と問い「そこには愛というものにも、男と女の関係構造が、世間の習俗が、はっきり入りこんでいることがわかる」。そして

「光太郎は、男権を主張しなかったが、すでに与えられてしまっている、男の既得権はしっかり握りしめて手放さなかった」と、この二人にさえイン・プリントされている性差別の構図を指摘しています。

二人の結婚生活は智恵子の死まで二十四年間続くのですが（はじめは事実婚で、後に智恵子の精神障害が回復困難とわかって、光太郎は智恵子を入籍します）、その「けっして平坦ではなかった」二人の生活の中で「見る気になれば、そこには地獄すら見えたはず」なのに光太郎はそれを見なかった。「いや、正確にいうならば見ても見なかったのである」と駒尺さんは言います。

なぜ「見ても見なかった」のか。駒尺さんは光太郎を「原理的人間」と指摘しています。彼が根本的な真理を追及することを至上の価値とする人であり、そういう「精神の勁（つよ）さ」ゆえに、「(現実) はすべて (略) 枝葉末節なのだ」という生き方をしたのだというのです。私はこのことを読んだとき、光太郎の「精神の勁さ」と、真宗教団で言われてきた「信心の力強さ」ということが重なって思われます。

二月の真宗教団連合の法語カレンダーには、「どういう境遇におかれても生きぬく力それが信心」という言葉が掲げられています。それは、信心の力強さを語っているということでは確かにそうなのだと思います。しかし、その強さは、「どういう境遇におかれても」と言われている境遇、好ましいものではなくて苦しみに満ちた現実の境遇を、見ても見ずに素通りしてしまうことにもなる強さなのではないかと思うのです。

現実の苦悩を超えていける力は、確かに強いものだと思います。けれども、現実を飛び越えて現実の苦悩を見ても見ないのは、はたして強さと言えるのだろうかとも思います。それを性差別のことで言えば、見ても見ない（見えない）現実の境遇にあるのは、自分の最も身近にいて泣いている女と、逆にまた泣いている男の姿ではないかとも思います。

私の母は真摯な聞法者です。その母が以前、「台所が私の聞思室だ」ということを言っていました。いわゆる聞法研修会の場合だけが聞思する場なのではなく、日常生活の場が聞法の場であるということでは確かにそうなのです。しかし、ではなぜ、それが「台所」なのかと思ってしまいます。

発題 2

高岡教区 加賀田 晴美氏

いわば「女性宣言」を

いま、思い返してみますと、寺へ入っての数年間「寺の生活って、何故こんなに息苦しいんだろう」と思いつづけていたことが、いろんなことに私を向わせるエネルギーになったのかもしれない。

寺で悶々としている頃に、同じ思いを抱えている女性たちとつながりができて、まず選挙権がほしいということで金沢の真宗学院へ3年間通いました。教師の資格をとってから7年になります。その後すぐに、同朋会館補導の教区推薦の時期だということを経務所の駐在教導さんから聞いたので、お願いしてみたのですが、当時の研修部からは女性第1号

にはそれなりにいろんなこと（例えば司会とか）ができる人でないと…、という理由で断られたことがありました。その時抱いた複雑な思いはいまも忘れることができません。

7年前、この教団で女性でも入れるところは青少年関係のスタッフだけだったかなと思います。それでも女性でも参加できるというところを探していろいろ動いてみました。同和推進本部の推進要員研修もその一つでした。

それから数年して（『あいあう』第6号の“教団の男女の現状”に示されていますように）、現在では同朋会館教導・補導、修練スタッフなどあちらこちらに女性に加わるようになりました。しかし、その現状を見ての感想は人それぞれだと思いますが、昨夜の3班の座談会では、「現状が少しずつ良くなっていくのだからこのまま増えていくでしょう」というような、わりと楽観的な意見がありました。私はあまりそんなふうには思えないところがあります。

いま動いている女性たちがほとんど固定化されているということ、それから教団のあくまでも本山・教区レベルでの女性参加でよしとするのか…。能邨総長の時、女性の組会への参加がしきりと言われたのですが、実際には私たち女性が一番動きやすいところでありながら、一番閉鎖的な現状にあると私は思います。

また、どこかの班で、「女性の宗政参加というと、女性もこれ以上もっとご門徒さんから離れるのか、というような声がいつも聞こえる」というような話があったそうですが、私は逆に女性が入ることによって、もつとも

っとご門徒さんに近づくことができるような道が開かれるはずだと思っています。

今回の坊守制度についてもろもろのことで知らされたことは、寺の在りようが一つひとつ違うように、私たち寺にいる女性たち、坊守の在りようも一人ひとり違うという、本当にあたりまえで忘れていたようなことでした。それをひとつの方向に定めるのはとても難しいことだと思います。

私は三年ほど前から毎日お参りに出ていますが、いままで寺の中において見えなかったご門徒さんの顔が、具体的に見えるようになってくると、例えば寺での報恩講などの行事に「奥さん来たよ。」という声が嬉しくて、いわば裏の仕事も楽しんでできるようになりました。私は、「寺を夫と半分半分でやりたい！」といまは思っています。それがいまの私の現場、立つところだと思っています。

去年あたりからは法事にも数回出るようになりましたが、確かに、僧侶なのに「〇〇寺の奥さん」としか呼ばれず、「住職がお忙しいのですね」と言われ、「女が…」という空気を嫌でも感じたりもしていますが、ご門徒さんも慣れていないということもあるだろうな、というぐらいの軽い気持ちで、いろいろ試してみたいと思っています。いつか定着することを願って。

また、教区では教化委員・同和推進小委員会のメンバーになって三期目に入っています。いつも女性は私ひとり、という状況の中でやってきましたが、限界があるなと感じています。現在の教区教化委員の選出の仕方全体にも問題があるし、女性にも参加をという、坊守会の三役をという形で選出せざるを

得なくなる現状も私の教区にはあります。教区単位で女性室のような形のものがないかと思ったりします。

この7年間、私なりに教区あるいは本山に、と参加してきたつもりですが、私の中には常に何か変な感じがあります。それはこうやって動いてきたことが男性化したところ、つまり男性が作り、維持してきた組織そのものを問うということになっていないのではないか。その組織の中に入ってがんばってきたことが、結局組織を維持することを助けてきたのではないかと。

そういう意味で、女性室の役割、女性室から発信していくという作業はとても大切なことではないかと思えます。女性室ができた時、これで私たち女性が声を上げ、またその声を届けるところができた、本当に嬉しかったのを思い出します。この女性会議も今回で3回目を数えますが、この会議にかける女性たちのエネルギーが減少しているような気がします。

これから、私たち女性が「男女共同参画」とか、「女性の宗政参加」という謳い文句のもとで、いろいろな場所にいろいろなことで参加していくことが多くなるならば、いつもそこへ立ちかえって確かめ合えるところ、言葉が適切かどうかわかりませんが、「女性宣言」のようなものがほしいと思えます。これについては女性室が主体となっていたらいいと思います。ここに提案いたします。

発題 3

久留米教区 りゅうとう 龍頭 千鶴子氏

昨日は、講師の松村尚子先生の講義により、「男女共同参画社会基本法」のバックグラウンドとして、基本法の理念や「女子差別撤廃条約」など、国連や国が男女平等の社会を目指して、どのような動きをしているのかといった勉強をさせていただきました。その中で、政策決定の場、意思決定の場に女性が積極的に参加しているかといった場合、国際社会から統計的に見て、日本は38位という数値がでておりました。思ったとおり、低いほうでした。私も、このような問題に以前から興味がなかったわけではありません。

1995年、第4回女性会議が北京で開催されました折、私の地元の福岡県久留米市からも、女性問題研究会に所属している友人が数名参加して自分たちの活動を発表してまいりました。

その後、彼女らといっしょに「女性グループの集い」を久留米市と共催しました。その際、北京会議に出席した時の様子を、みんなに報告してくれました。今の世の中に女性であるという事で、大変な差別や暴力をうけ、苦しんでいる人がたくさんいること、そして「私たちは世界中の女性の地位向上と、エンパワーメントを更に進めていくことに協力し、励んでいきたい」と熱く語ってくれたことが心に残っております。

エンパワーメントという言葉については、女性室広報誌「あいあう」6号で、女性室ス

タッフの草野さんが、「エンパワーメントとは、自分らしい生き方を選び取る力、経済的に自立できる力、政策決定の場に参画する力、国際社会で活躍する力など、様々な場面で力をつけることをいいます。」と、自ら学んだことをわかりやすく書いて下さっていますが、その北京会議から帰ってきてからの彼女たちが非常に積極的に、行動的になったことになぜける気がいたします。

女性問題研究会に入らないか、と私もお誘いを受けたのですが、その時は彼女らのパワーに圧倒された感じで「私にはとても…」と生来の引っ込み思案から、断ってしまいました。けれども、そのような国際舞台に出ていなくてもごく身近なところで、エンパワーメントの大切さを近頃身にしみて感じております。

私自身というより、私たち女性はといってもよいと思いますが、成長する過程で少なからず家庭や社会、様々な場面で良妻賢母型の人間になることを要求されて育ったような気がいたします。

私は立派には育ちませんでしたが、それでも結構忍耐強く心の工夫をすることで周りがかうまくいけば、そのほうが幸せに生きていけるとか、かわいい女だと思われたい、よい門徒さんと思われたいといった狭い見をもってののです。

ところが、私どもが生きる拠りどころとしております浄土真宗、大乘仏教の教えは、この土において往生する教え、しかも浄土に生まれるとは「命生きるもの、万人の救いが保障されなければ、個の救いはない」と、先達が教えて下さっています。この言葉を聞くと

やはり元気がでてまいります。

しかし、心の工夫で自分だけ気分よくなれば「救われた」ということにはならないわけです。つまり、人間として一人が生きる生き方と、すべての人びと、身のまわりで起きてくるすべての事柄は、深いつながりをもって関係しているのだと感じたのです。

地球環境の問題、国際社会や国の在りよう、教団やお寺、家庭の在りようなど、ことごとく、その構成員の一人ひとりが関係しあって構築していくものなのでしょう。

そうすると、その一人である私の責任が問われてまいります。今まで問題にもならなかったことが、気になってくるというわけです。家庭では、それぞれがその人の居場所を得て、いきいきと生きているか、とジェンダーフリーについて話し合うことも多くなりました。また、お寺については、末法濁世といわれるこの時代、聞法道場として機能していくことはとても大切なことだと思われま

す。一昨年本山におかれましては、蓮如上人500回御遠忌法要が厳修されました。それと前後して各地で法要が営まれ、修復工事などをされるお寺さんが多くありました。私はどこのお寺さんも美しく修復されるのを見て本当にうれしく、助け合い、補いあってでも、どのお寺もそうあってほしいと思いました。それと同時に、本堂や納骨堂が立派になるだけでなく、お寺が僧伽の大切な場として機能していくよう、また寺族の方だけでなく、門徒にとっても集まりやすいところにしていきな

いとしました。報恩講、永代経、お彼岸などの参詣、ある

いは奉仕等に参加させていただくのは女性の方が多いのにお寺に関するすべての企画、運営は男性の手に委ねられているからでしょうか、女性にとっては不便なつくりになっているお寺の施設も多いのではないのでしょうか。

私のお手次のお寺も、このたび本堂や納骨堂の修復工事が行われました。お寺では日ごろから集まりの多い行事の時、お手洗いは長い行列ができて女性たちは困っています。

またそのような時は水の出も悪くなり、その他施設面の改善の必要性を感じておりましたので、これはそのことを訴えるよい機会だと思っていたのです。その時、本堂の修復は、すでに終り、余剰金は随分ありました。

今度は、納骨堂修復のための設計図、予算書ができあがり、建設するだけとなった段階で、了解を得るための集会の案内がまいりました。集会の席で説明も終り、「ご意見は…」と言われましたので、私は「本堂や納骨堂が立派に修復されるのは賛成です。でも、女性のお手洗いが足りなくて、困っておりますので、考えていただけないでしょうか…」と言ったのですが、言い終わるか終らないうちに、「今日はそんな話をするために集まったのではないのですよ！」と強い口調で男性の方から止められました。

集会が終った後で、女性の方たちが来られて、「私もあの時、拍手したかったんだけど、あの雰囲気では、拍手もできなかった。ごめんなさい。」という声を聞きながら、本堂修復完成後の余剰金の使い方として設備面の充実を訴えたかったのに、その必要性を皆様に分かるようにきちんと発言できなかった自分

を責めました。

たしかに、「女、子供の言い草は一喝してやめさせた」とか「あの人の鶴の一声で決まってしまった」ということが通用する雰囲気の間がまだまだあり、その時に引いてしまうほうにも大いに問題があると思います。

このたび、女性の宗門活動を活性化するために女性室が設けられ、坊守制度を問うことから始まり、両性で形づくる教団にむけて、ともに学びあう機会を作っていただき感謝いたしております。

男女共同参画社会の実現を可能にするためには、今まであまり関心を持ってこなかった、リーガル・リテラシー（法識字）の重要性を感じます。制度や習慣を見直そうとする時、「現代の風潮に安易に流されるな」という声も聞こえてまいります。 「因襲」と「伝統」は違う。伝統は変わりながら続いていってこそ尊い」とおっしゃった先達のお言葉を、私は大切にいただいております。



三人の発題を受け、参加者を交えての全体討議では、次のような意見が交わされました。

パネルディスカッションより

◆男性の意見 ◇女性の意見

◆「女性宣言」といわれるものが必要であるならば、例えば、『同朋新聞』などを通して公募し、それらを叩き台としてこの女性会議で討議していけばどうか。

◇今回、この会議に参加した者が感じたことを一つの形にしていくことが大切で、形にしておかないと忘れ去られてしまう。教区でも何かあると坊守会を持ち上げてくれるし、両輪となることは大切だが、いざ正式な決定の場になると無視されてしまう。政策決定の場に出られないのは女性差別。女性の声が宗政に反映されることを希望する。

◇男性社会に入ってみると、やはり男性化していく自分に気付く。だから、女性がいつでも帰っていけるような対男性でなく、女性による女性に向けた「宣言」が必要。「男女共同」ということと、「男女平等」ということの違いも充分検討したうえで。

◇「平等」と「共同」ということの違いが分からなくなっている部分がある。男性も女性も、「凡夫」の自覚に立つことが必要ではないか。住職は「いしかわらつぶてのごとくなるわれら」の上に立つ者と考えているのでは

ないか。

◇「女性宣言」を出すにしても、「リーガル・リテラシー」（法識字）を本当に学んだうえでなければならない。男性化・女性化の問題に先立って、“人間”であるということがある。そのうえで私に何ができるか。教団人として法規や制度の見直しに取り組んでいかなければならないが、私はこれを一つの「王法づくり」に参加することだと思っている。つまり皆に通じるものでなければ「王法」ではない。例えば、宗憲が「王法」といえるかとか、教団がいまどこに立っているかを見極めなければならない。教団が澱^{よど}まないように、宗憲も制度も新しい視点に立って見直さなければならない。

◆「権利の主張や、人権思想は浅い。仏法とは違う」と言われることがあるが、人権思想をうみ出す本願の世界があるということが言えないだろうか。

◆アジアとヨーロッパ（キリスト教を背景とした文化）の差ということがあるだろう。しかし、“人権”という言葉で表わされるような尊ばれるべきものがあるのではないか。ある時期、権利の主張をした人たちがいるからこそ、いまの権利があるのだ。だから権利主張に対する批判や、「権利主張をしているのではない」という立場にも課題があるのでは

ないか。

◆最近「国際人権」という思想にまで広がりが出てきているので、学習が必要。そこには、一人ひとりが声を上げてきたという背景がある。今回は、「宣言」を出すための手がかりを考える場にすればどうだろうか。坊守制度の問題について、昨年の宗会で「門徒・同朋に開かれた聞法の道場としての寺院運営をめざして」と「男女両性で形づくる教団をめざして」として課題が二つに分けて提起されたが、その発想はおかしいと思うし、また、仮称「男女共同参画推進条例」を審議・議決するのが男性だけの宗会であることも問題である。例えば、この問題についてだけでも、両性で審議できるような特別処置ができないものかと考える。

◇この会議で「お互いこのことは確認できた」ということがはっきりしていない。いろいろな人に会えてよかったですだけでは満足できない。

◇「男女共同」を「男女平等」に変える視点には賛成。「女は下を向いて差別され、男は上を向いて差別され」という言葉がある。これからジェンダー・フリーの社会を目指して、お互い補いながら歩めるよう願う。

◇結局のところ、選挙制度の見直しをしなければ何も変わらないし、変革が始まらない。

◇クオータ制という具体的な課題も論議が必要ではないか。

◇クオータ制が実現しないその根っこには何があるのか。宗務審議会「女性の宗門活動に

関する委員会」答申にはクオータ制の提案があるが、いまだに論議の俎上そじょうに上っていない。

◆「女性宣言」をどこまで視野に入れたものにするべきかという課題がある。その前段階の確認事項として、①“男女”である前に“人間”であるということ、②“共同”よりも“平等”という視点でということ、③男性社会に女性が入るのでなく、男女の枠を取り払ったところでの参画ということが挙げられるのではないか。これらのことを確認し、積み重ねたものを仮称「男女共同(平等)参画推進条例」の前文として位置づけていくべきではないか。

◇「お寺を夫と半分半分でやっていきたい」という発題があったが、門徒としても同じ思いである。門徒の女性のことも忘れずに取り組みを進めてほしい。

◇門徒会には法制上男女の制約がないので、まず門徒会へ女性にどんどん進出していただきたい。しかし、宗議会にクオータ制を導入しても女性の参加の実現はできないのではないか。

◇まず、一番困難な選挙制度改革から始めるべきだ。

◇フランスでも50%のクオータ制を採用して、その目標に向かって努力しているような例もあるので、そういう方法もあるのではないか。

日程の最後に参加者一人ひとりの感想、意見を書いていただきました。その一部を紹介します。

参加者感想文より

最近の世の中の流れが、男女共同参画ということだから、教団もということではないはず。真宗の教えによれば、世の中の人権思想を持って来るまでもなく同朋として交われる教団になるはずなのに。こんな思いできたが、女子差別撤廃条約ができて、それが、批准され、男女共同参画社会基本法になるまでに、長い年月と多くの女たちのはたらきがあったことを知らされ、人権思想とか、国連のはたらきを、私は真宗の教えより低く見ていたんだなあ実感した。そして、真宗こそ、本願の教えこそと言って他を軽んじる在り方が真宗の教団を時代遅れにし、また自らの差別体質を克服できないで今の在り方をまねいてしまったのだろうと思った。

私は、男の人と、身近なところでは、夫と、同朋として二人横にならんで寺の活動にかかわっていききたい。坊守の規定がどのように決まろうともそこが終点ではなくて、その後もずっとあゆんでいく時に、立ちもどれる言葉になるような宣言文がいいと思います。

男性・女性30名ずつと聞いて参加したが、男性は10名足らず…。これが、この女性会議に対する関心を如実に語っているように思った。

女性は、現状に対していろいろな意見も出したいし、努力もしたいのに、男性は現状のままをすべてよしとしている現われではないか。女性は決して男性と同様になりたいのではなく、両性相補って、よきパートナーとして、家庭を、寺を生きていきたいのである。

言葉のキャッチボールを楽しめる関係を、せめて自坊では願い続けていきたい。

第1回女性会議に参加した時は自分の足元、小さな事から平等に女性が進出できることを願って出発したように思います。松村先生の話聞き、全世界に輪が広がり、水面に落ちた一滴の水が大きな輪を描いてひろびろと広がっていているというような感じがしました。

世界的にみても女性の進出する世界はまだまだ浅く、すぐには実現しないとしても、徐々にではありますが、世界においても日本においても男女が平等にあらゆる事に進出していることが解ります。

宗門においても遅々としてでも参画できることを願っています。各組においても組会に

出席しても肩身のせまい思いをしなくてもよいような組会になるよう、女性自らが率先していかなくてはならないと思います。

松村先生の講義は男女共同参画社会基本法に至る理念から始まり、国連の取り組み、女子差別撤廃条約を日本が批准に至る経過などくわしくお話しくださり、大変分かりやすく納得できました。しかし、内容が非常に豊富で、ある程度の予備知識がなければ、理解できない面があったと思います。

参加者はそれなりの体験、自覚のある方で理解しあえる面があって、座談会など話しがはずみ、満足できました。しかし、一つの意見を徹底してお互い検討しあうという話し合いの方向に進まず、もの足りなく、せっかく参加したのに何か手応えという、企画の方向がはっきりしていなかったという気がします。

一步あゆみ出さなければと考えていた一步があゆみ出すことができ、まず満足しました。

女性の発言に行き場のない事に、またそれが聞き入れられていかない事に、男と女の性の違いを改めて実感しました。

差別されてきた女性、差別してきた(男性)、いや自分自身の中の差別性に深く思いをはせています。いのちの平等を求めて一つひとつあゆまなければ、ちっとも、変わっていかない。環境をふくめていのちをみつめてあゆまなければ、それが浄土へ向ってあゆむ一步だ

と確認しました。

人権の要求が、信心の上に立って、女性会議が開かれていた事が改めてわかりました。

今まで私自身何気なく接してきたジェンダー。何百年もの間、それをあたり前のこととしてきた宗門の中で、女性室ができたことで女性差別について議論をする場ができたことは、小さな一歩ではありますが、大きな前進につながる一歩であると思います。

しかし、男性中心社会の中でそのぬるま湯にどっぷりとつかって変化することを恐れるあまりに、出てきた声を無視したり、また運動をねじ伏せようとする人たちが社会や宗門の中で大きな力を占めていることも、学習を重ねるほどに身にしみて感じます。

少し話をすれば、少し目をやれば、男女を問わず人間差別の矛盾が見えてきます。これからはいろいろな場で失望することがあると思いますが、休むことなく、あきらめることなく、あせらずに問題提起を続けていくことが大切だと思います。

世界の女性は21世紀に向け、自らの生き方と世界観を変えようと、真剣に動き始めているということを感じました。

残念ながらわが教団はそんなことに無関心に保守にキューキューとしているのが現状のようです。何とか一步の「あゆみ」を具体的にしていきたいと念じます。

パネルディスカッションの際に、今回の会議において参加者の中から共通認識を確認しようという声上がり、下記のように「確認事項」がまとめられました。時間が足りなかったことと、各班（全体で4班）より二名ずつの代表者で作られたもので、検討不足の部分もありますが、次回の第4回女性会議へつながっていくものとなりました。

第3回 女性会議参加者一同による「確認事項」

私たち、第3回女性会議参加者は、男女平等を求める動きが国際的・社会的な大きな潮流であることを学んだ中から、次の事項を共通認識として確認しました。

- (1) 男女両性で教団を形づくっていかうとしたとき、その運動の根底に女性が男性化して参画してしまいがちな在り方を常に問いつづける理念（宣言文）をつくっていくことを願いとし、
- (2) その理念に立って、これまでの男性中心の教団を支えてきた教学・教化・制度の点検にすぐに着手すべきであり、
- (3) 女性の宗政参加を促進するためには、まず選挙制度の抜本的改革が必要であり、
- (4) 男女共同参画による同朋会運動を推進することを宗門内外に宣言する「男女平等（共同参画）推進条例」の制定が必要であり、
- (5) 同時に、これらの歩みのためには、あらゆる場で、あらゆる機会をとらえて「法識字」（「リーガル・リテラシー」※注）の学習をしていくことが不可欠である。

以 上

2000年2月25日

第3回女性会議 参加者一同

※注「法識字」（「リーガル・リテラシー」）

法制度を知り、読みこなし、活用すること。社会の対等な構成員として法制度の改正や策定に積極的に声をあげていくことが必要。法識字により、意識が高められ、既存の法制度の問題に気づき、改革への行動力を作ることができる。この力が、社会の責任主体として女性の自己開発と確立を、ひいては人権に基づく男女共同参画社会の実現を可能にする。

Report**第10回 アジア女性会議—北九州**

1999年11月6日～7日
北九州市立女性センター

1999年10月6日・7日、北九州市の女性センター“ムーブ”において「男女共同参画の世紀を拓く」をテーマに、アジア女性交流・研究フォーラム主催による「第10回アジア女性会議—北九州」が開催されました。初日は午後から3名の基調講演。

まず「女性2000年会議に向けての日本の取り組みについて」国連婦人の地位委員会日本代表であり、上智大学教授の目黒依子氏のお話し。続いて「アジア各国におけるNGOの取り組みについて」タイ・ウィメン・ウォッチ代表のタイプーン・スマリー・チャティカワニ氏。さらに「日本のNGOの取り組みについて」と題して、国連NGO国内婦人委員会委員長の中村道子氏の講演が行われました。

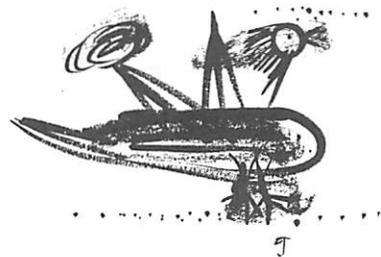
二日目は、四分科会において「経済・労働・貧困」、「制度的仕組み・意思決定への参画」、「人権・暴力」、「高齢社会・介護保険—日本と上海の挑戦」のテーマのもと、様々な課題が提起され、二日間にわたりアジア各国を含め、およそ300人の参加者による意見や討議が交わされました。(※参加人数は西日本新聞によるもの。参加者は圧倒的に女性が多かったが男性も有り)

センター1階のフロアでは交流広場(アジアバザール)が設けられ、同時に、講演終了後にはアジアの伝統芸能の披露もありました。

また、「男女共同参画社会基本法」があくまでも“共同”ではなく、真の“平等”となるべく、今後の取り組みと行動計画が重要であること、そして、21世紀には日本だけでなく、世界の女性が連帯し、真に一人ひとりがいきいきと生きられる社会(世界)の実現を目指し、同時に「女性2000年会議」(ニューヨーク)に向けて更なる歩みを始めようと締めくくられた。

大いなる賑わいと熱気の中、今回提起された多くの課題を他ならぬ私たち(女性室)の今後の運動に活かしていきたいものです。

(辻内)



第 4 回

女性会議

2000年7月13日(木)～14日(金)

開 催 趣 旨

女性室では、男性と女性が真に“あいあう”ために“男女両性で形づくる教団”を願ってきました。その歩みの中で、いろいろな声を聞き具体策を探りたいと、女性会議を開催してきました。

そして、これまでの教団の現実に立って、今、男女が取り組んでいける新たな方向性を見いだしていくため、

- ◎女性に関する教学・教化・制度の歴史的検証作業を宗門の施策として打ち出し、
 - ◎男女共同参画による同朋会運動の推進を確認し合い、それを宗門内外に宣言する基本法的「条例」を制定し、
 - ◎さらにその男女共同参画を具体化するための「行動計画」を策定すること、
- の三点が不可欠であるとして、2月に開催した第三回女性会議では、先ず「男女共同参画社会基本法」のバックグラウンド(背景)として、フェミニズムの流れ、国連の取り組みと国際世論の広がりや「女子差別撤廃条約」「北京行動綱領」の意義を学びました。そこでは、「基本法」は、まだ多くの問題をはらみつつも、男女共同参画社会の形成に向けて、個々の場で具体的に取り組むことを要請しているのだとの示唆を受けました。

その後、発題と話し合いの結果、参加者の声により第三回女性会議の「確認事項」を文章化して次回につなげていくことが確認されました。(本誌20頁参照)

そこで、第四回女性会議は、どこに立って男女共同(平等)参画に向かおうとするのかという基本理念を考えつつ、第三回「確認事項」について、より具体的に論議し、さらに歩みを進めることを願って開催いたします。

開催テーマ

男女両性で形づくる教団に向けて

—《続》「男女」「共同」「参画」とは?—

日 程

	13日(木)	14日(金)
6:00		起床・洗面 晨朝・朝食
9:00		班別座談会
10:30	受 付	
11:00	開 会 式 趣 旨 説 明 オリエンテーション	全 体 会
12:00	昼 食	昼 食
13:00	講 義 (三隅佳子氏)	レポ ー ト
13:30	質 疑 応 答	閉 会 式
		解 散
16:30	夕 事 勤 行 夕 食	
18:00	全 体 会	※都合により日程 を変更することが あります。
20:00	入浴・就寝	

講 師

み す み よ し こ
三 隅 佳 子 氏
(北九州市立女性センター所長)

場 所

真宗本廟研修道場

募 集 人 員

60人
(女性30人・男性30人)
※定員になり次第締切ります。

参 加 費

無 料
(交通費は本人負担)

持 参 品

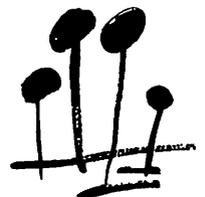
念珠・筆記具・洗面具・
寝間着・健康保険証・
持薬・その他

申込方法・問い合わせ先

住所、氏名(ふりがな)、性別、電話番号、所属教区・組・寺院
教会名を記入のうえ、7月5日(水)までに下記あて郵便又はFAX
でお申し込みください。

〒600-8505 京都市下京区烏丸通七条上る常葉町
真宗大谷派宗務所 組織部女性室
Tel.075-371-9187 Fax.075-371-9194

主催：組織部女性室



女性室公開講座

報告

女たちと男たちの 寄り合い談議 パート3 女たちの れ・き・し

第2回

中世の女たち —「家」とジェンダー—

〈お話〉 脇田晴子さん (滋賀県立大学教授)
1999.11.26
大谷婦人会館

講義より

“歴史とは何か” と言うと、どんどん変わるものだという事。自分の置かれている位置というのは、その時のことにすぎないのだと考えることが、歴史学の一つの効用ではないか。夫婦が同居してその子と暮らすのが「家族」というならば、その一般的成立は12世紀でたかだか800年のことにすぎない。歴史的に生まれてきたものは、歴史的に崩壊するのが歴史学の基本で、伝統的役割分担というの、決して伝統的と言ってほしくない。

中世では社会労働と家内労働がドッキングしている。だから中世の「家」というもので、必ずしも女の人の従属度が強くなったとは考えにくい。また妻問婚・婿取婚から嫁取婚で女が「家」に入っていくのが女の没落過程であるというのも疑問である。一夫多妻制から、

“一夫一妻多妾制” になり、正妻の地位は安定することになる。前近代においては身分差のほうが男女差よりも大きい。

この「家」の成立は、摂関家の政所や武士団の惣領制など、政治や軍事の組織でもあった。そこで家内を統括する妻、それに代わる乳母や老女などの地位、そして後家の地位の高さは重要だ。

出産、授乳以外のおおかたの性差というのは社会的文化的につくられたものだというのがジェンダーの考え方。中世の武士団での奥さんの役割分担は、「家」の中の衣食住の世話から年貢米の売り買い、経理、武具の手入れ、従者の慰労など。武士団のみならず、宮廷や摂関家も同じようで、宮廷では匂当の内侍という女官が事務局長の役割をされていて、女房奉書にそれがあらわれている。

11~12世紀頃、仏教の中で母性尊重思想が説かれているが、これは「家」の後継者を産む母性ということ。その一方で、女性の罪業観、墮地獄観が入ってくる。これは穢れ(けがれ)の思想。浄土真宗は触穢思想を否定しているところが大きい点だ。また女人結界破りなど、それと対抗するものも広まってくる。

中世の女は幸せだったのかというところはいかず、夫婦となって「家」を形成できる男女は恵まれた人々であり、多くの独身の男女がいた。それらの男女は僧院や尼寺に入れられたり、一般的には下女や遊女に売られる悲惨なことはいっぱいあった。

現代は行政も社会も学校も芸能も「家」か

ら外に出て、「家」は再生産機能だけになった。子どもを産み育てることも、「家」の私事ではなく次の時代のための社会事業だと思う。

「家」とか「家庭」とか言っても全く性格が違うのだということを、中世から見て考えてほしいと思う。

(20代/男性)

アンケートより

★学生時代に習った歴史上の人物も、先生のエピソードを交えたお話しで忘れかけていた記憶をなんとなく思い出し、楽しくお話を聞くことができました。

(30代/女性)

★女性差別を受けましても私は「女がいるからこの世があるのだぞ」と、へらず口を叩いています。やはり女性はえらいと思います。自分のことなのに自分でよくわからない、そのとおりです。だから聞きたいです。

(50代/女性)

★上流社会の女性たちの生活のみでなく、もっと下積みの女性たちのお話も聞きたかったと思いました。

(60代/女性)

★家・家族・道徳の中で母性思想が出て強調されたところが興味深かった。

(50代/男性)

★「伝統的な役割分担」という幻想を具体的に崩していくお話、またそこから現代の労働等の問題にまでつなげられ、分かりやすく（考えやすく）良かったです。

(20代/女性)

★歴史を学ぶということで難しい講義だと思っていましたが、大変分かりやすかったです。具体例などをあげて説明していただき、理解できて良かったです。

第3回

近世の女たち—女子の所業を嫌った女—

〈お話〉 関 民子さん (近世女性史研究会)
2000.1.28
大谷婦人会館

講義より

近世(江戸時代)の一人の女性“たけ”を中心にこの時代にどういうふうな生き方をしていたのか。どういう事を要求されていたのか、ということを考えてみたい。

この時代はキリスト教を禁じており、それを徹底させるために、各個人が寺の檀家であるということの証明に宗門人別帳というものを作り、これが戸籍の役目を果たしていた。旅をしたり、奉公に出たりするときには、寺から手形をもらって身元保証をしてもらった。しかし宗門人別帳から名前がけずられる場合があった。それは親が子どもを勘当したり、家を勝手に飛び出してしまったり、あるいは刑に触れた時で、それを「無宿」という。

たけという人は幕府の刑事判例集「御仕置例類集」に2回書かれている。

— . — . — . — . —

たけは19歳で旅籠屋に年季奉公に出るが「女の所業」を嫌い男の子に交じって遊ぶ。それを見て主人が叱るがやめず、髪を切って若衆姿になる。主人はそれを見て一層叱りつける。いやになったたけは、奉公先を飛び出してしまふ。

おとなの男姿で竹次郎と名乗って、ぶらぶらしていたとき、ある男と酒を飲み、そこで

女であることがばれ、言うことを聞かなければ女であるのに男の格好をしていると言いつらしてやると言われ、密会を強要されて妊娠。

次に男装でそば屋で働くが、そば屋の主人はたけを女とは気づかなかった。やがて、出産したが、子どもは死亡。主人に事情を話し、「面目無し」といってそば屋を出奔。

次もまた、男装で煮売酒屋で働く。この主人も女だとは気づかなかったが、たけの噂を聞いて解雇する。

これに対する幕府の判決は、「男装して出奔。さしあたり相当の先例これなく男装で悪事なし。心得違いとみなす。」

以後、男装での徘徊を禁止して追い払い、ということになるが、その後もたけは男装を止めることはなかった。

— . — . — . — . —

その当時「女大学」という本が出版され、女の行動規範なるものが示された。この考え方は200年余り続き、現代もなお多分に影響を受けている。

本の内容は、「夫を主人と思い慎みて仕えるべし。朝は早く起き、夜は遅く寝、昼は寝ず家の中のことに心を用い裁縫など怠るべからず。茶酒など多く飲むべからず。人の多く集まるところに、40歳より内は余りに行くべからず。女はわが親の家は嗣がず、舅姑のあとを嗣ぐ故に、わが親よりも舅姑を大切に思い孝行をなすべし。およそ婦人の心様の悪しき病は、和らぎしたがわざると、怒り恨むると、人をそすると、物妬むと、智恵浅きとなり。これ婦人の男に及ばざるところなり。自ら戒めて改め去るべし。中にも智恵の浅き故に、五つのやまいもおこる。女は陰性なり。陰は夜にて暗し。ゆえに女は男に比ぶるに、

おろかにて目の前なるしかるべきことをも知らず。また人のそしるべきことをもわきまえず。わが夫、わが子の災いとなるべき事をも知らず。科(とが)もなき人を恨み、怒りのろい、あるいは人を妬みにくみて、わが身ひとり立たんと思えど、人に憎まれ疎まれて、みなわが身の仇となることを知らずいとはかなくあさまし。子を育つれども、愛に溺れ習わせ悪しし。かくおろかなるゆえに、何事もわが身をへりくだりて夫に従うべし。」(女は先天的におろかである。だから、夫に従順であるべきだ。)

幼い時は親に、嫁しては夫に、老いては子に従え。これが女三従の道である。

たけはこういう女の所業を嫌い、男として生きることを望んだ。

アンケートより

★江戸時代においてこれほど女性の地位が無視されていたとは思っていなかった。古代からの歴史を見ると、本当に女性がどういう流れの中を強く生きてきたのかがい知れる。今、この時代を生きる女性としてこの歴史を大切にあゆみたいと思う。

(40代/女性)

★自己主張の方法として男装に命を懸けた女性の存在に感動しました。

(50代/女性)

★前回の講座では女性の地位は男性とあまり変わらなかったのに、今回ではいきなり「女性は男性に従うもの」になっており、その間の過程をもっと簡単に説明してほしかった。

(30代/女性)

《続》宗務審議会

「坊守の規定に関する委員会」

—レポート—

この委員会の様子を少しでもみなさんにお知らせできればと思い、「あいあう」第6号に第1回から第3回までのレポートを掲載しましたが、それ以降3回開催されましたので続いてお知らせします。

【第4回目の委員会】

1 日時 1999年12月7日(火)

午前10時～午後4時

2 場所 宗務所3階第4・5会議室

はじめに担当参務より、「坊守」に対する考え方についての説明があった。

次に、事務局から提示されている附則による改正案の場合には、寺院教会条例施行条規において従前の規定どおり定めたい旨、事務局から補足説明があり審議に入った。

委員より、本審議会の内容は女性・坊守にとって非常に関心の高いものであるため、中間報告或いは情報公開すべきとの意見があったが、中間報告は宗務総長が求めるものであり、情報公開についても現段階で行なうべきでないとの結論に至った。

その後、前回に引き続き、附則で従前の規定を生かす改正とした事務局の素案に対し、坊守の規定を本則に残したまま改正を行なうべきとの意見や、附則改正案と本則改正案を併せて答申すべきとの意見が出された。

これまで、附則による改正の趣旨は説明されてきたが、坊守の規定が本則から「削除」されることに感覚的に納得できないという意

見や、他の坊守の理解を危惧する声もあり、前回同様、論議は平行線を辿った。

また、問題点を払拭しつつ坊守の規定を本則に残す積極的な意見が求められたが、具体的な論議には至らず、次回の審議会で本則による改正案を検討し、附則による改正案と比較検討した上で答申案を作成することが確認された。

【第5回目の委員会】

1 日時 2000年2月2日(水)

午前10時～午後4時

2 場所 宗務所3階第4・5会議室

はじめに事務局から、附則による改正案について、宗教法人法上の観点から大谷派寺院の規則や現実の諸問題を例に補足説明があり、審議に入った。

委員より、昨年宗議会において本委員会と並行して男女共同参画に関する委員会を開催する旨の公言があったが、いつ実行されるのかとの質問があり、当局より、本審議会と並行して開催するつもりはないが、女性室を中心に学びを続けているとの説明がなされた。

次に、委員より資格要件を設定し性別を問

わない本則による改正案が提出され、法制上の問題や矛盾点について論議されたが、審議は平行線を辿り、委員会としての一つの見解は得られなかった。

最後に、今日までの審議された内容を小委員会(7名)でまとめ、そのまとめたものをもとに委員会で作成された中間報告書を作成し、その中間報告書をもって答申とするのかは、次回併せて審議することとなった。

【第6回目の委員会】

1 日時 2000年3月31日(金)

午前10時～午後4時

2 場所 宗務所3階第4・5会議室

はじめに宗務総長から、「昨年8月30日に発足以来、単に坊守の問題に止まらず、宗門の将来の在り方に関係する幅広い審議をいただいた。今日の時代社会における宗門の在り方が、根底から問われている。蓮如上人五百回御遠忌を『慚愧の御遠忌』と言わざるを得なかった宗門の状況の中で、11年後の宗祖聖人七百五十回御遠忌を、どういう姿でお迎えすることができるだろうか。2000年度は中長期展望に立った議論を立ち上げるべき年である。宗門を浄土真宗の僧伽に戻し、一カ寺一カ寺を聞法道場として開き、一人ひとりが本当に真宗門徒になっていくことを願う真宗同朋会運動の歩みそのものを問い直す時期である。」との挨拶があった。

その後、小委員会で作成された答申案について審議がなされた。

まず、2月23日、3月8日開催の小委員会で作成された答申案が朗読され、欠落している点、文章の整合性、審議内容に沿った答

申の在り方等について精査され、今後2つの指針に沿った論議が宗門挙げて展開されることを願い、改訂作業が行われた。

また、「教区・組の研修会において坊守の参加者が非常に少ない現状の中で、本委員会でもご門徒から厳しい批判をいただいている。『慚愧の御遠忌』ということが答申案から欠如しているのではないか。」との意見があり、後日、選任された3人の委員が他の委員の意見を聞きながら、このことについての文章を作成し答申案の前文に付加されることとなった。

さらに、事務局で細かい字句の訂正を行ない、全委員に送付した後、異論がなければ答申として宗務総長に提出される予定である。

答申案には、『真宗』誌等での公開が要望されており、この答申案の内容は先の宗務総長挨拶にある、「2000年度は中長期展望に立った議論を立ち上げるべき年である。宗門を浄土真宗の僧伽に戻し、一カ寺一カ寺を聞法道場として開き、一人ひとりが本当に真宗門徒になっていくことを願う同朋会運動の歩みそのものを問い直す時期」と呼応してくる。ことから、宗門挙げての論議が展開されるきっかけになることを願いたい。

女性室としても、女性会議の流れを大切にしながら、しかるべき時期に、指針2に取り組むための機関を立ち上げ、指針1の検討委員会とともに大きな一歩を踏み出す予定である。



もうすぐ21世紀を迎えようとするのに、まだまだ男性中心の社会だと感じるものがたくさんあります。また、そういう男性中心の社会ということが気にならない女性もかなり多いと感じています。

私は知人と午前中ウオーキングに出かけて行くのですが、途中で小さな公園が幾つかあり、そこで立ちどまって話をするのです。ある日、私たちのすぐ近くで子ども連れの若いお母さん同士がお話されていました。どうやら子どもの将来のことのようでした。そばにいた4人の子どもたちはまだ3才か4才ぐらいで、男の子1人と女の子3人でした。

一人のお母さんが「うちは2人とも女の子。成績がよければ大学へ行かせてもいいけれど、2人ともいい男性にめぐりあってお嫁にいてほしいわ。お宅は男の子だし今どき大学へ行かないとダメですよ。」とっておられたのです。それを聞いた私の知人は「大学に行きたいというなら、男も女もないのどちがう？」といました。

また、私が一番嫌いなことは、女性が男性に混じって自分より弱い人（特に女性）をからかったり、皮肉を言ったりすることです。仕事はできるし、ガンガンやれる人が多いのです。だからこそ逆に他の人に対して歯がゆさが増して、言わなくてもいいことをついつい口に出してしまうのでしょう。でも、その人ばかりを責められないと思います。なぜなら、私だってそういうことを平然と言ってし

まうこともあるかもしれないし、反省することさえできないかもしれないからです。

私はつい半年前まで知的障害者のサークルの会計をやっておりました。私の一人息子も軽度ですが、多動性症候群でした。早く言えば落ち着きの無い子、同年代の子どもとの交わりがもてないという子です。しかし言葉も話せるし、字も書けます。この4月に中学生になりました。本人は親の心配をよそにうれしそうにしています。

サークルにはボランティアの方や高校生、大学生も少なからず参加していただいています。でも一般の方のほとんどは、こういった子どもとどうやって関わるのかわからないと言われて、一度、二度は出かけてきてくださるのですが、毎月ともなれば都合がつかないとの電話が多くなります。ただ、高校生の方は、「私、この子たちと遊ぶことで自分なりに悩んでいた将来のことをもう一度考えるキッカケになった。」とか、またある子は「私なんかどうなってもいいと思っていたけれど、この子たちに元気をもらいました。」と言われ、思わず涙ぐむこともありました。

障害と一言でいいますが様ざまです。障害児を持つ親も一人ひとり一生懸命がんばっているのですが、つつい軽いとか重いとか言ってしまうのです。言葉で言わなくても、親が悲しい顔をするとその子も泣き出しそうな目をしています。

理解するというより、そういう子どもや大人たちと関わってください。みんないい子です。差別問題といってもいろいろとありますが、私が身近に経験したことを書かせていただきました。

(三重教区 桃田 葉子)

わらず

消えない記憶—PTSD

遙か遠くの幼児期の記憶の一齣で、執拗に私の心の一角に居座り続ける情景がある。

3、4歳だったある日、私は道路に面した隣家の軒先で遊んでいた。ふと、通りすがりの中年の男が「一緒に行こう」と声をかけてきた。一瞬何のことか分らずキョトンとしている私に、男はなおも誘いかけた。近くにいて気付いた姉たちの機転で、男は立ち去り、何事もなく皆遊びに戻った。それだけの事だが、その時の男の表情と人相、風体は、50年経った今も鮮明に記憶の裏に刻み込まれていて、裾に脚絆を巻いたズボン姿や浅黒く黄ばんだ口許の中年男性に出会うと、当人には申し訳ない事ながら、しばしば、不安感・不快感が立ち上がってくる。事無きを得たとはいえ、あの幼い日の出来事は私の心の奥底にかすかな傷痕となって残っているのであろう。

「心の傷」—地震や火山の噴火などの自然災害、戦争、交通事故や様々な犯罪事件で被災した人々が心が癒し難い傷を負うことが、わが国でも漸く社会的に注目され始めた。その深い心の傷を表す言葉がPTSD (ポストトラウマティックストレス ディスオーダー)、訳して「心的外傷後ストレス障害」である。通常の人間の体験を超えた生命、あるいは身体に対する深刻な脅威、言い換えれば、人

が到底対処しきれないほどの心の傷を負う体験 (トラウマ体験) をした後起こる病態をいう。傷の甚だしさとその心理的な衝撃の強さとの関係は直接的で、衝撃の強さはまた傷の深さと持続時間とも関係するとされる。

PTSDは、1980年アメリカ精神医学会が公式に定義したことにより歴史上初めて「認知」されることとなった。そのきっかけになったのは、ヴェトナム戦争からの帰還兵の中に、故郷に帰っても普通の生活ができず破壊的な異常状態に陥る者、深刻な対人関係の問題に悩む者が、15~35%もの割合で見られたことである。帰還兵たちの市民生活への再適応についての調査研究が全米規模で進められた結果、激烈な戦闘に晒された兵士の75%が帰還後いずれかの時点で、しかもその36%が戦争終結の15年後においてなおPTSDと診断され、「心の傷」が個人と社会に重大な影響を与え衰弱させていることが再認識されたのであった。今日では、児童虐待やレイプが、「身の毛もよだつ」恐怖体験の中でも最も深刻な結果に繋がるとして、とりわけ重視されている。

大規模な天災や事故に加えて、誘拐・監禁、恐喝、リンチ、ストーカー、レイプ、バスジャック等の残虐・陰惨な犯罪事件の続発する昨今、わが国においてもPTSDに腰を据えて取り組むことは急を要する課題であろう。

大谷大学教授 松村尚子

本の紹介



♪ 『海辺の家』 メイ・サートン著／竹田尚子訳 みすず書房刊

「孤独は長く続いた愛のように、時とともに深まり、たとえ、私の創造する力が衰えたときでも、私を裏切ることはないだろう。なぜなら孤独に向かって生きていくということは、終局に向かって生きていく一つのみちなのだから」。

人生を生ききってゆこうとする時、もっとも素顔のあらわれたこの作品に、深い共感を覚えずにはられません。

♪ 『岩手おなご詩集—様々な職業の70余人のおなごうた—』 青磁社

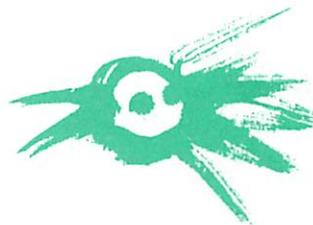
岩手県にある8つの「詩の会」のおなごたちが日々の暮らしや戦争のことをつづった詩集。その中のお一人、八重樫コメさんは、「詩の会があって、帰る時は何か心が解放されたよう(あとがきより)。本当に自分が自分を語りたがっている。語る(詩を書く)ことで解放される、そんな詩がいっぱいつまっています。

『あいあう』第6号 正誤表

『あいあう』第6号に下記のとおり誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

6頁	副住職・候補衆徒	1行目	誤 「副住職」(図5)及び「候補衆徒」(図6)
			正 「副住職」(図6)及び「候補衆徒」(図5)
		2行目	誤 「前者が4人、後者が6人」
			正 「前者が4人、後者が5人」
同	帰敬式受式者	グラフ見出し	誤 「1994年度から1999年度までの」
			正 「1994年度から1998年度までの」
19頁	左側	19行目	誤 「(株)JOC」→正 「(株)JCO」
20頁	左側	14行目	誤 「20年間」→正 「20時間」
22頁	公開講座案内	3行目	誤 「少ないはずです。」→正 「少なくないはず。」
23頁	左側	6行目	誤 「忘らるるべき」→正 「忘らるるべく」
同	右側	3行目	誤 「個人主義思考」→正 「個人主義志向」
同	右側	6行目	誤 「べきだあろう」→正 「べきだろう」
同	右側	26行目	誤 「死生感」→正 「死生観」

女性室 活動日誌



【女性室会議・公開講座等】

- 1月28日 第59回女性室会議
1999年度第3回女性室公開講座
- 2月16日 第60回女性室会議
- 2月24日 第3回女性会議
(~25日)
- 3月24日 第61回女性室会議
1999年度第4回女性室公開講座
- 3月28日 第62回女性室会議
- 4月17日 第63回女性室会議
(~18日)
- 5月17日 第64回女性室会議
1999年度第5回女性室公開講座

【スタッフ派遣】

- 1月17日 名古屋教区坊守会
- 2月2日 東京教区育成員研修会
(神奈川ブロック)
- 3月4日 東京教区育成員研修会
(千葉・埼玉ブロック)
- 4月11日 岡崎教区坊守会上山奉仕
- 5月25日 南禅寺派寺庭婦人安居会

* 編集後記 *

40歳を越えたころから、お勤めの時に、経本が見えにくくなったり、ご門徒の顔がかすんで見えたりして、私もどうやら老眼症状のようです。

いまは、いつものメガネと老眼鏡を使っているのですが、なかなか慣れません。

自分が老眼になって、あわてて老いを考え、あるいはまた、肉親の死によって始めて現在(いま)の姿に気づかされるのです。

女性の問題を知ることによって男性(自分)の姿に気づくこともそうです。

人間はいずれも自発的でなく、自分以外の何かによって気づかされ、またそのきっかけを与えられているのです。

にもかかわらず、痛い思いをしてもなお気づかない、そういう自分に気づかされる日々です。

(巨)

事務局より

宗門では、6月末をもって年度変わりとなります。女性室が誕生したのも、4年前のちょうどこの時期でした。

梅雨どきの風のおいと共に、女性室のはじまりが思い出されます。最初の一步をいかに踏み出すか、スタッフ共ども、論議を重ねた日々がつい昨日のこのようです。

なにはともあれ、ようやく今日までこぎつけたのも、多くの人の声に支えられ、また、とりわけ、女性たちの熱い思いに励まされてのことだと思えます。

今後も、みなさまの声、あるいは、お便りをお寄せください。

◇女性室広報誌 あいあう 第7号◇

発行 2000年6月10日

発行人 木越 樹

発行所 真宗大谷派宗務所 組織部女性室

〒600-8505 京都市下京区烏丸通七条上ル Tel.075-371-9187

Fax.075-371-9194

表紙絵・カット 加藤 伝 (KATO TSUTAU)